

新型コロナウイルス関連
(ドバイの各種制限の一部緩和／継続)

令和3年5月19日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- ドバイ当局は、5月17日から適用される制限緩和等を下記のとおり発表しましたが、個人は従来どおり結婚式を除き集会やイベントを開催できず、法人がイベントを開催する場合は各監督官庁の事前許可が必要です。
- ドバイ当局は、商業施設等の人員収容率制限が緩和され、各種イベント、エンターテイメント活動、及びバー営業が、1か月間試験的に許可されると発表しました。
- マスク着用、物理的距離の確保、車両乗車人数制限などの感染予防措置及び同予防措置に従わない場合の罰則は継続されています。現在の主な制限や罰金は本文2を御参照ください。

【本文】

1 ドバイにおける予防措置及び制限の更新（緩和等）（5月17日～）

ドバイ危機管理災害対策最高委員会が発表した各種予防措置の変更点等は、以下（1）～（9）のとおりです。ただし、5月19日に当館がドバイ警察に確認した結果、「個人主催の集会やイベントは結婚式を除き不可、法人主催の社交行事（Social event）等は各監督官庁の事前許可が必要」との回答を得ました。

- （1）2メートルの物理的距離の遵守とマスク着用は引き続き義務とされる。
- （2）ホテルの客室利用率上限を100%に引き上げ、その他娯楽施設は70%に引き上げられた収容率が認められる。（従来はそれぞれ70%及び50%）
- （3）レストラン等の1テーブルの着席可能人数は、レストランは10人、カフェ（Shisha カフェを含む）は6人までとする。（従来はそれぞれ7人及び4人）
- （4）地域スポーツ・イベント（community sports events）、コンサート及びガラディナーや授賞式といった各種社交行事（social and institutional events）は、5月17日から1か月間試験的に、出席者及び選手又は出演者がCOVID-19 ワクチン接種済みであり、かつ最新の予防措置を遵守することを条件に許可される。
- （5）レストラン、カフェ及びショッピングモールでの生演奏や生出演は、5月17日から1か月間試験的に、最新の予防措置を遵守し、かつ出演者がCOVID-19 ワクチン接種済みであることを条件に認められる。（従来は生演奏等は全面禁止）
- （6）スポーツ・イベントは、出席者、選手及び運営スタッフの全員がCOVID-19 ワクチンを接種済みである場合には、ファンや観客の参加も可能。（従来は基本的に無観客での開催）
- （7）それら許可されたイベントの人員収容率は70%を越えてはならず、屋内イベントは1,500人及び屋外イベントは2,500人を最大参加者数とする。
- （8）結婚式は認められる。式場（venues）又はホテルでは、最大参加者数100人を上限とし、参加者及び従業員がCOVID-19 ワクチンを接種済みであることが必要。個人宅での結婚式は、参加者数30人を上限とし、予防措置の厳格な遵守が必要。（従来は、会場がホテルか個人宅かを問わず10人以下とし、参加者は一親等以内の親族のみ）

(9) バーは、全ての利用客と従業員が COVID-19 ワクチン接種済みであること及び最新の予防措置を厳格に遵守していることを条件に、5月17日から1か月間、試験的に営業再開を許可される。(従来は閉鎖)

2 ドバイにおける基本的予防措置の継続、主な罰則

(1) ドバイ当局は、住民全員が予防措置を完全に遵守する必要があると強調しており、今後も予防措置の遵守状況を確認するため各所で検査を実施し、違反者には厳しい罰則を科すとしています。また、住民に対し、当局が発表した各種措置を遵守していない事案を発見した場合には、ドバイ警察に通報するよう呼びかけています。

(2) 5月19日現在で有効な主な罰則は以下のとおりです。(5月19日に当館からドバイ警察に確認して、従来から変更が無いもの)

ア マスクの常時着用(外出時、出勤時、職場でも常時着用が必要)：罰金 AED3,000

イ 人同士の物理的距離「2m」の確保：罰金 AED3,000

ウ 車両の最大乗車人数：罰金 AED1,000/上限人数を超えた場合の人数分

(ア) セダン型タクシー：乗客の中に14歳以下の子どもを含む場合、運転手の他に3人の乗車が可能。大人3人の乗車は不可。

(イ) 3列シートバン型タクシー：運転手の他に大人4人まで可能。

(ウ) 私用車/自家用車：運転手の他に2人まで可能。ただし、2親等以内の同居家族の場合は3人以上の乗車も可能。

エ 集会の制限：主催者 AED50,000、参加者 AED15,000/人

オ 当局からの指導に基づく検疫指示に従わない場合：罰金 AED 50,000

3 その他留意事項

(1) 上記はドバイ首長国での措置であり、ドバイ以外では各首長国によって制限や罰金が異なります。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、その点に注意するようお願いいたします。

(2) 本メールに掲載した情報は5月19日時点のものであり、UAE当局による措置は今後も予告なく変更され又は追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防措置を講じるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

【本件に関する参照先】

5月17日付 ドバイ危機管理災害対策最高委員会による予防措置、制限措置の更新

<https://mediaoffice.ae/en/news/2021/May/17->

[05/Dubais%20Supreme%20Committee%20of%20Crisis%20and%20Disaster%20Management%20announces%20updated%20precautionary](https://mediaoffice.ae/en/news/2021/May/17-05/Dubais%20Supreme%20Committee%20of%20Crisis%20and%20Disaster%20Management%20announces%20updated%20precautionary)

【一般的な参考情報】

○ドバイメディア局公式 Twitter：<https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○当館ホームページ(新型コロナウイルス関連情報) https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_top.html

○外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00）

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール：ryouji@du.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
